



草津温泉・早朝の湯畑（撮影＝上田憲作）

## ◆最新・行政の動き

### 介護直面前に情報提供も 支援制度活用を促進 離職防止策で論点示す

厚生労働省はこのほど、仕事と介護の両立支援制度の見直しに向けた論点を整理し、労働政策審議会の分科会に示しました。

介護離職を防止する観点からは、労働者への周知に関する新たな仕組みの導入を挙げています。具体的には、①介護の必要性に直面した労働者を対象に、両立支援制度に関する情報を個別に周知し、労働者の意向を確認すること、②介護に直面するよりも早期に支援制度の情報を一律に提供すること、③研修の開催や相談窓口設置などの雇用環境の整備——の3点を検討課題としました。

使用者委員からは、②の情報提供の時期として、介護保険被保険者となる40歳到達時のほか、育児期の労働者に実施する定期的な面談の活用なども検討すべきとの発言がありました。また、③の研修開催などについて別の使用者委員は、「中小企業での対応は難しい」と訴えました。

また、介護期の働き方としてテレワークの導入については、「両立支援の手段として望ましい一方、実施が困難な業種・業態がある中では、努力義務化には慎重であるべき」などの意見がありました。

【当事務所の年末年始休業期間】

2023年12月29日（金）～2024年1月3日（水）

## トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 調査 — 就業調整 —
- 今月の労働安全衛生 — フォークリフトの点検 —
- 実務に役立つQ & A
- 身近な労働法の解説
- 今月の実務チェックポイント
- ちょっとひといきパズルの時間
- 今月の業務スケジュール

— 発行 —

社会保険労務士法人あいわ会

〒270-0176

千葉県流山市加 1-20-10  
クレスト流山 102

電話：04-7158-1980

FAX：04-7158-1981

URL：https://aiwasr.com

## ◆ニュース

### 4段階で手順示す 配偶者手当見直しへ 厚労省

厚生労働省は、企業に対して配偶者手当の見直しを促すリーフレットを作成しました。9月に決定した年収の壁・支援強化パッケージの取組みの一環。配偶者の勤務先から配偶者手当をもらうために就業を調整している短時間労働者がいることから、廃止など見直しの手順を4ステップのフローチャートで示しました。

取組みの第一歩として、賃金制度・人事制度の見直しの検討に着手した後、従業員アンケートなどを通じて、ニーズを踏まえて自社に合った案に絞り込みます。

絞り込んだ案を基に、労使での話し合いや、必要な経過措置の検討などを経て、見直し案を決定します。その後は、見直しの影響を受ける従業員に対して新制度に関する丁寧な説明を行っていくとしました。

見直しの具体例として、①配偶者手当の廃止・縮小+基本給の増額、②手当廃止・縮小+子ども手当の増額、③手当廃止・縮小+資格手当の創設などを示しています。

### 死後の加入認めず 団交拒否は正当と判断 群馬県労働委員会

群馬県労働委員会は、鉄道車両メンテナンス業者が業務中に死亡した従業員の勤務状況に関する団体交渉に応じなかったとして、労働組合が救済を申し立てた紛争で、同社の対応は不当労働行為に該当しないと判断し、申立てを棄却しました。従業員が生前に同労組に加入した事実はなく、労組は「事後加入」と扱っていました。

従業員は昨年、業務中に心不全で死亡しました。労組は同社に対し、従業員の勤務状況などを交渉事項とする団交を申し入れました。同社は、従業員が生前に組合員だったことの確認を求めましたが、労組は応じず、団交は行われませんでした。労組は、団交拒否が不当労働行為に当たるとし、同労委に救済を申し立てました。

同労委の審査過程で、従業員が生前に同労組に加入したことはなく、相続人の意向で死後に「事後加入」となっていたことが判明しました。同労委は、死後、労働組合に加入することができないことは明らかであると指摘。他の従業員の中に同労組の組合員が存在しないことから、同労組が「使用者が雇用する労働者の代表者」には該当しないとしました。

## ◆送検

### 45人が上限規制超え 実習生の違法残業で送検 大淀労基署

奈良・大淀労働基準監督署は、ベトナム人技能実習生および特定技能労働者38人と、日本人7人の計45人の労働者に対して、時間外労働の上限規制を超えて働かせたとして、奈良県五條市内の冷凍食品製造業者と同社代表取締役および生産・開発本部長の計1社2人を労働基準法第36条（時間外及び休日の労働）違反の疑いで奈良地検に書類送検しました。

同社は今年3～7月、労働者45人に対し、2～4カ月の平均が80時間を超える違法残業（時間外・休日労働）を行わせた疑い。

このうち38人については、単月で100時間以上の残業が発生していました。3月は24人、4月は27人、5月は23人、6月は23人、7月は28人が超過しています。5カ月連続で、月100時間以上残業していた者もいました。残業時間は最も長い者で月154時間でした。

同労基署の定期監督により違反が発覚しています。是正勧告を行いましたが、改善状況がみられなかったため、送検に踏み切りました。

同社は冷凍炒飯やおにぎりの製造・販売事業を営んでいます。違法残業をさせられていた45人は、工場内の冷凍食品製造部門の作業員でした。

## ◆ 監督指導動向

### 運送業で長時間労働の違反率 53% 東京労働局・令和4年度

東京労働局は、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場を実施した監督指導結果を取りまとめました。違法な時間外労働を確認したのは1827事業場で、なかでも運輸交通業の違反率が最も高く、53.0%でした。全業種平均の39.1%を13.9ポイント上回っています。同労働局では、来年度の時間外労働の上限規制適用に向け、運輸交通業への説明会を進めています。

監督指導を実施したのは4673事業場で、時間外・休日労働が月80時間を超えているとの情報が寄せられた事業場と、過労死等の労災請求があった事業場を対象としています。違法な時間外労働が認められた1827事業場のうち、月80時間超えは648事業場でした。100時間超えは435事業場、150時間超えは128事業場、200時間超えは42事業場となっています。

運輸交通業の違反率は、昨年から6.3ポイント増と最も伸びました。同労働局は対策として、全18労働基準監督署で同業種向けの説明会を展開しています。荷主などの取引先企業を訪問し、荷待ち時間削減などの協力も求めています。

## ◆ 調査

### 8割が103万円を意識 就業調整の“目安”調査

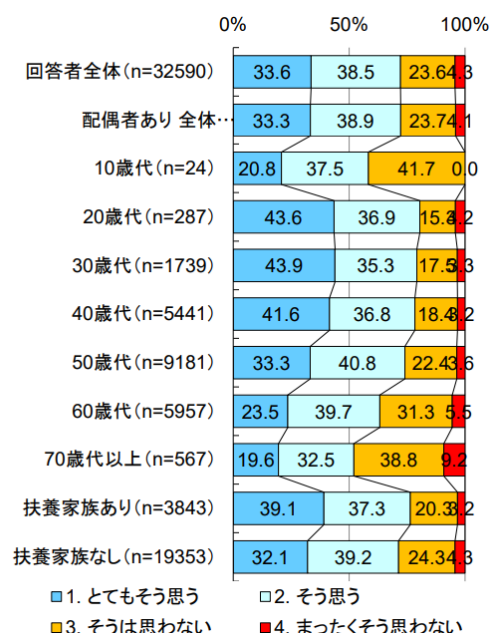
日本スーパーマーケット協会は、会員企業12社で働くパート10万人弱に実施した「年収の壁」調査を公開しました。回答者約3.3万人のうち、所属企業で働いている時間が週20時間未満の者は、53.6%を占めています。

「年収額を抑えるために就業時間・日数を調整している」と答えた割合は、全体の50.0%でした。さらに、年収額をいくら抑えようとしているかを尋ねたところ、「103万円以下」が52.7%を占め、「100万円以下」と合わせて8割超に上っています。

一方、年収額を抑えたい最大の理由を尋ねたところ、最も多かったのは「社会保険（健康保険・厚生年金）の扶養から外れたくない」41.6%でした。103万円にかかる「所得税を払いたくない」は9.1%で、税金に関する選択肢（住民税、所得税、配偶者控除、配偶者特別控除）のいずれかを選んだ者の合計は40.5%となっています。

新たな仕組みにより一定の年収額まで手取りが減らなくなった場合、「現在よりも年収が多くなるように働きたいか」との設問には、7割強が肯定的に回答しました（うち「とてもそう思う」33.6%）。

問 一定の年収まで手取りが減らなくなった場合に年収が多くなるように働きたいか  
（配偶者あり 年代別、扶養家族の有無）



## ◆今月の労働安全衛生 —フォークリフトの点検—

最近、労働基準監督署の臨検の是正勧告等がよく目にするようになったと感じるのが、フォークリフト等の「点検」に関する項目です。

機械について専門的に知らなくても、「点検」が適切に行われているかどうかは書類などで確認できるため、監督官も指摘がしやすいのかもしれませんが。（もちろん、最近フォークリフトの事故が増加していることが背景にはありますが）

### 1. 自主点検だけど、やらないと法律で罰せられる

フォークリフトには車検のようなしくみがないため、利用者がきちんと自主点検を行う必要があります。名前こそ自主点検ですが、労働安全衛生法によって定められたもので、実施を怠るなど違反した場合には、50万円以下の罰金となります。

ここでは、フォークリフトに課せられる、3つの自主点検を紹介しましょう。

#### ○始業前点検

始業前点検は、使用者がフォークリフトで作業を始める前に行う自主点検のことです。毎日フォークリフトを使う会社であれば、点検も毎日行う必要があります。

急に不調になることはないと思うかもしれませんが、フォークリフトは重い荷物を運んで負荷がかかり続けますし、細かい動きもするため、普通車よりも注意が必要です。

点検内容は以下のとおりで、問題があれば業者に修理を依頼しましょう。

- ・制動装置および操縦装置の機能
- ・荷役装置および油圧装置の機能
- ・車両の異常の有無
- ・前照灯、後照灯、方向指示器および警報装置の機能

#### ○月次点検

月次点検は、労働安全衛生法で、定期自主検査として記録は3年間保管することが義務付けられています。

点検内容は以下のとおりで、始業前点検の内容を、より詳しくチェックします。異常が見つかったら、業者に修理を依頼してください。

- ・制動装置、クラッチおよび操縦装置の異常の有無
- ・荷役装置および油圧装置の異常の有無
- ・ヘッドガードおよびバックレストの異常の有無

#### ○年次点検

年次点検は、1年を超えない期間ごとに1回行わなければならない自主点検で「特定自主点検」ともいわれます。点検内容は以下となりますが、始業前点検や月次点検と異なるのは、有資格者や有資格事業者によって点検が行われるという点です。

- ・圧縮圧力、弁隙間、その他原動機の異常の有無
- ・ディファレンシャル、プロペラシャフト、その他動力伝達装置の異常の有無
- ・タイヤ、ホイールベアリング、その他走行装置の異常の有無



- ・かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アーム、その他操縦装置の異常の有無
- ・制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシュー、その他制動装置の異常の有無
- ・フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイール、その他荷役装置の異常の有無
- ・油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダー、安全弁、その他油圧装置の異常の有無
- ・電圧、電流、その他電気系統の異常の有無
- ・車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置および計器の異常の有無

点検終了後、問題がなければ点検日が記載された「検査標章」をフォークリフトに貼り付けなければなりません。また、年次点検の記録は 3 年間保管することも義務付けられています。

## 2. 自主点検を定例業務化しよう

自社で行う月次や始業前の点検については、義務となっていることを知らなかったという方も多いと思いますが、年次点検を行っていない会社は少ないように感じます。

年次点検を業者に委託して行っているのであれば、その業者さんに「月次点検表」や「始業前点検」の用紙をもらい、自社で活用してください。

始業前点検は、月次や年次のように書類の保管義務はないのですが、毎日欠かさず点検するために、点検表をフォークリフトのカギと合わせて保管するなどして、無視できない仕組みにするとよいでしょう。

## ◆実務に役立つQ & A

### 定年後も継続可能？ 労災保険給付への影響

Q

業務上ケガをして休職している従業員がまもなく定年年齢に達します。退職後も保険給付を継続して受給できるはずですが、定年を機に退職するときでも、引き続き保険給付の対象なのでしょうか。

A

労災保険給付の受給権は、労働者の退職で変更されることはないと規定しています（労災法 12 条の 5）。

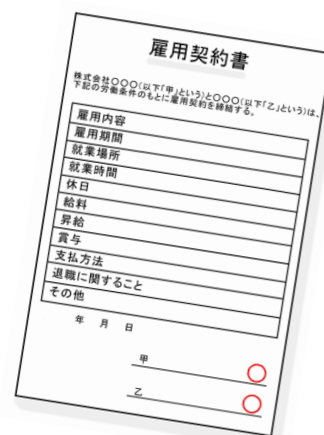
病院等に行ったときの療養補償給付が退職後に支給されないとなると、業務上の事由により負傷し療養しているのにもかかわらず、その治療を受けられないという不合理なことになります（東京労働局）。

休業補償給付は、定年で退職してしまうと休業状態といえず、補償を受けられないのではないかと疑問が生じるかもしれません。しかし、業務上のケガに対する補償は雇用関係の存続とは別に考えられています。

労災法 12 条の 5 の退職について、労災法コンメンタールでは、使用者による解雇や労働者の意思による任意退職、労働契約の期間満了による自動退職に加え、「定年退職等理由のいかなを問わず労働関係の終了することをいう」としています。

## ◆身近な労働法の解説 一労働条件の明示①一

労基法では、労働契約の締結に際して、労働者に対して労働条件の明示を義務づけています。今回は、明示の時期・方法について解説します。



株式会社〇〇〇(以下「甲」という)と〇〇〇(以下「乙」という)は、下記の労働条件のもとに雇用契約を締結する。

雇用内容	
雇用期間	
就業場所	
就業時間	
休日	
給料	
昇給	
賞与	
支払方法	
退職に関すること	
その他	

年 月 日

甲

乙

### 1. 労基法の定め

労基法 15 条 1 項前段では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」としています。

また、同項後段では、明示の方法について定めています。

### 2. 明示する時期

労働契約の締結の際に明示する必要があります。「労働契約の締結」には、有期労働契約の期間満了後の契約更新や定年後の再雇用も含まれます。採用内定により労働契約を締結していると認められる場合は、採用内定に際して明示しなければなりません。

なお、職安法 5 条の 3 では、ハローワーク等への求人の申込みや自社 HP での募集、求人広告の掲載を行う際に、求人票や募集要項において労働条件を明示しなければならないとしています。

### 3. 明示の方法

書面で明示しなければならない労働条件は、労働者に書面を交付することにより明示します。ただし、労働者が希望した場合は、FAX、Eメール、SNS メッセージ機能等により明示することができますが、出力して書面を作成できるものに限られます（労基則 5 条 4 項）。

書面の交付により明示すべき事項については、「書面の様式は自由」で、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされています（平 11・1・29 基発 45 号）。

労基法 15 条 1 項で定める明示事項で、書面の交付が義務付けられていない労働条件についても、書面や口頭等で明示する必要があります。

その他の法令により、書面の交付・文書の交付等で明示が義務づけられている事項もありますので、留意します（職安法 5 条の 3 第 4 項、パート・有期雇用労働法 6 条 1 項等）。

### 4. 明示された条件が事実と相違する場合

労基法 15 条 2 項では、労働者保護を目的として、「明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる」としています。

この解除権は、同条 1 項の明示すべき労働条件について事実と相違する場合に限られ、また、当該労働者自身に関する労働条件に限られると解釈されています。

### 5. 罰則

労基法 15 条 1 項に違反した場合には、30 万円以下の罰金となります（労基法 120 条）。

## ◆今月の実務チェックポイント

### 年末調整について

今回は年末調整準備の注意点を紹介します。

#### ○昨年と変更になった扶養控除の対象となる「非居住者である扶養親族」の範囲

令和4年12月までは非居住者である扶養親族は16歳以上でしたが、令和5年1月以降（今年の年末調整分）は以下の範囲に見直されました。

- イ 年齢16歳以上30歳未満の人
- ロ 年齢70歳以上の人
- ハ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
  - (イ) 留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
  - (ロ) 障害者
  - (ハ) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記に該当する場合は、以下の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を提出または提示してもらい確認をします。

#### 【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満または70歳以上		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所および居所を有しなくなった人	親族関係書類および留学ビザ等書類	送金関係書類
	②障害者	親族関係書類	送金関係書類
	③所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	親族関係書類	38万円送金書類
	上記①～③以外の者	扶養控除の対象外	

#### ○社会保険料その他、所得から控除するための確認書類について

社会保険料は、所得者本人または本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で所得者本人が支払ったものです。

年度の途中で入社した場合、国民健康保険料、国民年金保険料など、個人で支払った保険料があるときは控除の対象になります。

- ・国民年金保険料は前納制度を利用し納付している場合、前納した年に全額の控除を受ける場合と各年分の保険料に相当する額を各年に分けて（複数年に分けて）控除を受ける場合で控除を受ける額が変わります。

各年に分ける場合、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は最大3年分3枚に分かれていますので、申告する年の分だけを預かり、残りの分は翌年以降に使用するため本人にお返しします。

一回で保険料控除を受ける場合	各年に分けて控除を受ける場合 (所得者本人が申告する年の分を切り取り提出)
令和5年中の納付済み保険料額の合計額	各年に申告する場合の証明額 (申告年分に記載の証明額)

- ・生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料など控除額の計算において計算式が異なります。

その他、小規模企業共済等掛金など、証明書の内容を確認しましょう。

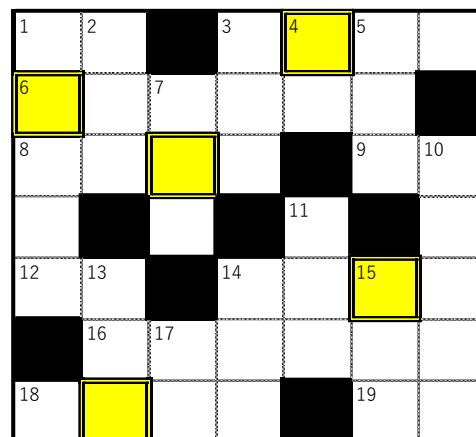
詳しくは国税庁ホームページをご確認下さい。

## ◆ちょっと、ひといき。パズルの時間

☆黄色いマスの中の文字をつなげると、あるロックバンドの名前になります。※答えは次号

### タテのカギ

1. 2023年12月より白ナンバーでもチェックが厳しくなります
2. 料理の手順を示したもの
3. つらい労働のこと
4. 関西ではドベ、北日本ではゲツパ
5. 国宝「富士御神火文黒黄羅紗陣羽織」に描かれた富士山の状態
7. ○○○ロス、○○○バンク、○○○コート
10. コックさんの国家資格
11. 「愛の○○○」は、エディット・ピアフの原曲を越路吹雪が日本語で歌ったもの
13. エジプトにある世界三大運河の一つ
14. 薄い木材の板
15. 岩手県にある河童や座敷童で有名な町
17. OSO18は何の動物？



(出題=高草木彩)

11月号の答え：リーチ・マイケル

### ヨコのカギ

1. 2023年の阪神ファンの合言葉と言えればコレしかない
3. 新しい学校のリーダーズは、今年「○○○○ダンス」で話題になったグループ
6. ホタルのおしりが光る仕組みに関係している物質
8. 入れたものを複製する機械
9. 競争相手を制すること
12. グリム童話「オオカミと七匹の子ヤギ」は、お母さんヤギが○○中の話
14. おにぎり、から揚げ、卵焼き…ミニトマトやブロッコリーもすき間に添えて
16. 「きらきらひかる」、「冷静と情熱のあいだ」などが有名な女流作家
18. 公園にある屋根付きの休憩スペース。ガゼボとも言う
19. 贈り物などに添える飾り。漢字で書くと「熨斗」

## ◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月分の社会保険料の納付</li> <li>● 11月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付</li> <li>● 固定資産税（都市計画税）（第3期分）の納付</li> <li>● 年末調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年賀状の準備・発送</li> <li>● 年末年始の社内体制確立・対外広報</li> <li>● 大掃除</li> </ul> 